

電子政府における本人確認の見直しと 法人共通認証基盤の検討

2018年5月23日

経済産業省CIO補佐官

満塩 尚史

オンライン手続におけるリスク評価及び 電子署名・認証ガイドライン

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/guide_line/gaiyou100831.pdf

オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン



オンライン手続における リスク評価及び電子署名・認証ガイドラインの概要

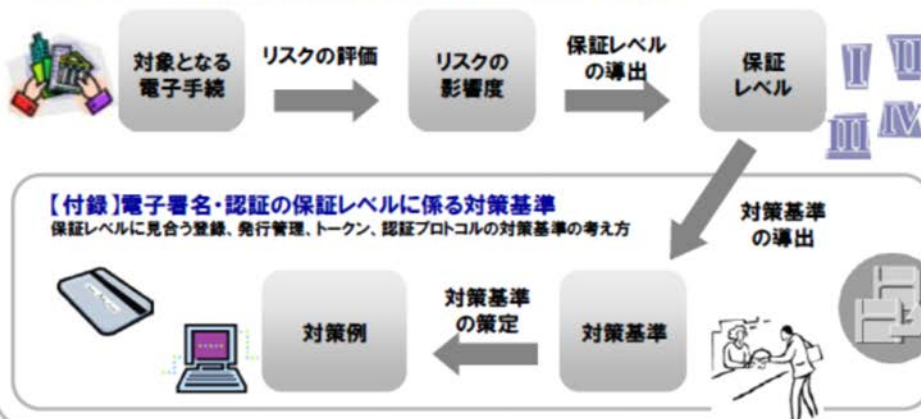
2010年8月31日
内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

1. ガイドラインの概要



- 我が国の電子政府における認証方式の設計にあたり活用可能な「ものさし」を確立することを目的として策定。
- ガイドラインは、対象となる電子手続に関するリスク評価手法とこの手法により導出される「リスクの影響度」、影響度に応じた認証方式の「保証レベル」の導出、各保証レベルに求められる対策基準を規定。

オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン 電子政府の手続に関わるリスク評価手法、リスクの影響度と対応する保証レベルの考え方



2. ガイドラインの概要(リスクの影響度と保証レベル)

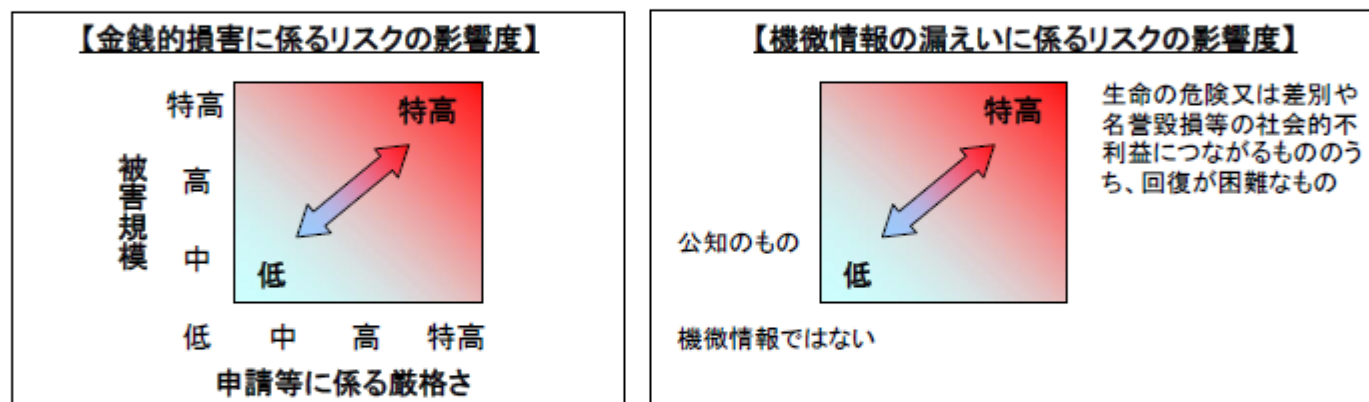


● リスクの影響度の定義

「リスク影響度」を「特高」「高」「中」「低」の4段階に定義。

● リスクの評価

いくつかのリスクが想定されるが、オンライン申請等の電子政府サービスにおいては、「機微情報の漏えい」と「金銭的被害」の2つのリスクが主に発生する可能性があり、この2つのリスクについて影響度の導出方法を定義。



● 総合的リスク評価の導出

「総合的なリスクの影響度」の導出においては、金銭的損害に係るリスク、機微情報の漏えいに係るリスクの他、二次的被害、申請者等の特性、回復可能性など、全ての要素を考慮の上、手続固有の特性を踏まえ導出する。

● リスクの影響度による保証レベルの導出

「総合的なリスクの影響度」から「保証レベル」を導出する。この保証レベルに応じた「対策基準」を参照することにより、当該手続きのリスクの影響度に見合った合理的な認証方式の選択が可能となる。

総合的なリスクの影響度	保証レベル
特高	レベル4
高	レベル3
中	レベル2
低	レベル1

3. ガイドラインの概要(対策基準)



- 各保証レベルに求められる具体的な対応基準を、4つの評価軸ごとに規定。
- 対策基準の適用の考え方(※1※2)など、基準実現のための配慮事項についても規定。

<主な対策基準>

保証 レベル	登録	発行・管理	トークン	認証プロセス	署名等プロセス
レベル4	(窓口) ・写真付き身分証明1種の提示 ・申請情報の台帳照合 ・重複登録ではないことの確認	・手渡し、本人限定受取郵便、によるトークン発行	・レベル3の基準に加え、耐タンパ性が確保されたハードウェアトークンを利用すること	・レベル3と同等の基準	・電子政府推奨暗号リストに記載の署名方式 ・電子署名用の証明書の用途は電子署名限定
レベル3	(窓口) ・写真付き身分証明1種(or他2種)の提示 ・申請情報の台帳(又は公的証明書)照合(郵送 or オンライン) ・申請書に対する電子署名 ・申請情報の台帳(又は公的証明書)照合	・レベル4の方法に加え、書留郵便、書留郵便+ダウンロード、電子署名+ダウンロード、によるトークン発行	・レベル2の基準に加え、複数の認証要素を利用すること	・レベル2と同等の基準に加え、フィッシングの脅威に対する耐性	・電子政府推奨暗号リストに記載の署名方式
レベル2	(窓口) ・写真付き身分証明1種(or他2種)の提示(郵送 or オンライン) ・申請情報に他機関の登録情報(クレジットカード番号等)を含めて申告	・レベル3の方法に加え、分割配付(一方を郵送)、メール通知後のダウンロード、によるトークン発行	・認証情報の推測確率が16384分の1未満であること	・レベル1と同等の基準に加え、盗聴、セッション・ハイジャック、中間者攻撃の脅威に対する耐性	
レベル1	(窓口 or 郵送 or オンライン) ・身元確認は不要 ・メールアドレスの到達確認	・レベル2の発行方法に加え、電子メールによる送付、ダウンロード、によるトークン発行	・認証情報の推測確率が1024分の1未満であること	・オンライン上の推測、リプレイ攻撃の脅威に対する耐性	

※1 上位基準の採用: 認証方式の強度とコスト及び利便性は一般的にトレードオフの関係にあり、コストや利便性等の多様な観点による総合的な判断が必要となる。

※2 代替基準の採用: ガイドラインの対策基準は絶対的なものではなく、同等の代替基準であれば他の対応策による代替が許容される。

本人確認の見直し

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/densi/dai32/siryou2.pdf

行政サービスの100%デジタル化に向けて

- 添付書類撤廃が注目されているが、100%実現に向けては以下の取り組みが必要

文字

- 外字があるとオンライン手続きが困難だった。(画像の場合ヨミガナが必要)
- 代替文字(氏名、法人名の簡易表記)の導入により行政手続きがデジタル化可能になってきている。

様式

- 紙を想定した法定様式での提出が求められるものがあり、デジタル化できなかった。
- 情報取得という目的に立ち返り、「様式」を「データセット」と解釈することでデジタル化が可能。

添付書類

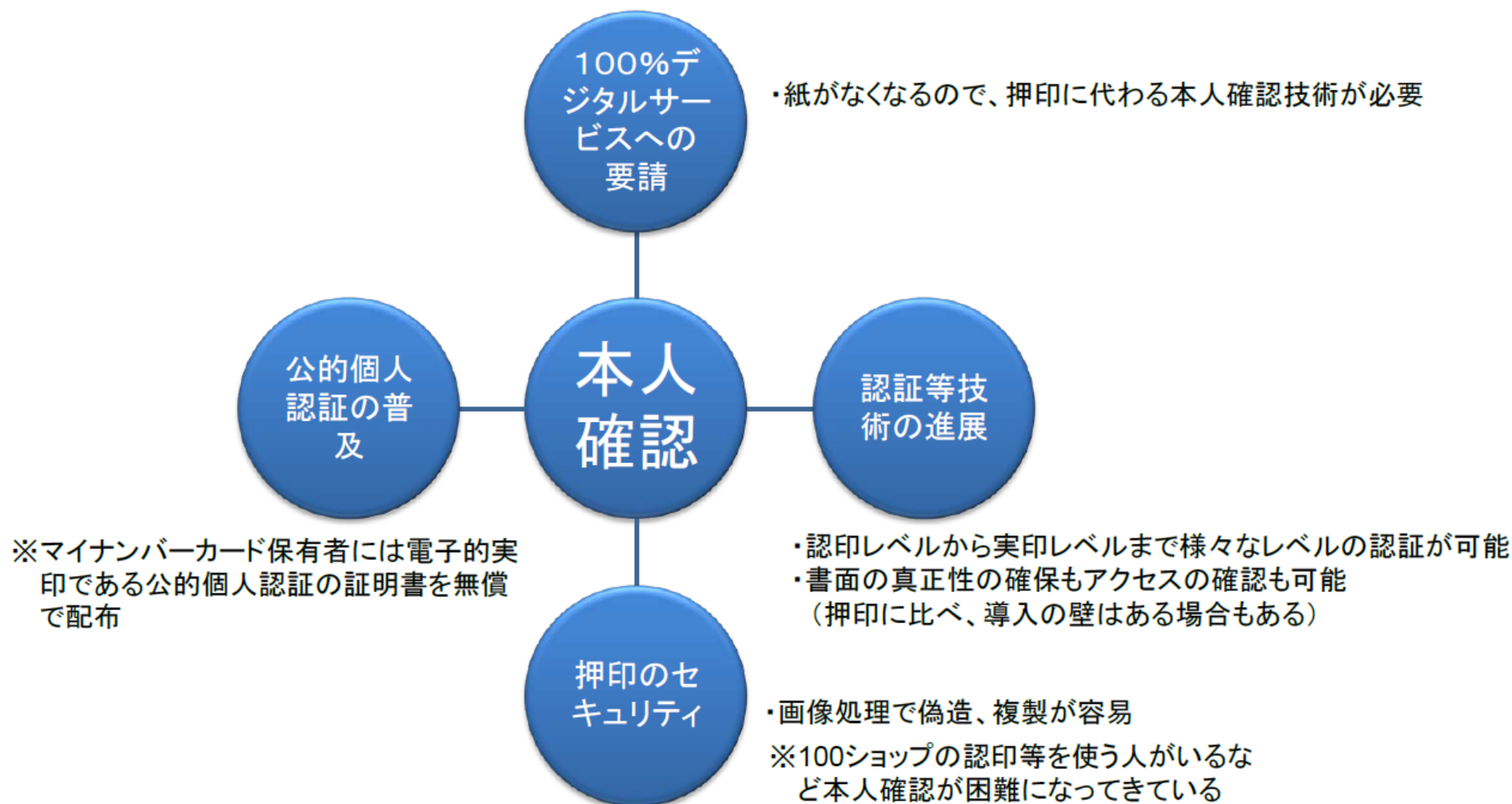
- 証明書等の書類が紙しかなかった。スキャン画像を送付した場合にも、再利用ができなかった。
- 多くの情報(証明書含む)が電子的に取得可能になってきている。

本人確認

- 押印がオンライン化できず、別紙を別送している場合もあった。押印は偽造が容易という指摘もある。
- 慣例の見直しとデジタル技術による対応で、大幅な見直しが可能になってきている。

デジタル社会に合わせた本人確認方法の必要性

- 手続きのデジタル化により紙がなくなり、押印から電子的な本人確認方法へと本人確認方法を変えていく必要がある。



規制改革推進会議行政手続き部会での検討状況

- 産業界などのニーズ調査等を行い「本人確認手続きの簡素化に関する方向性について(中間整理)」(平成29年11月20日)で整理

確認レベル	押印の種類		オンラインにおける 簡素化の方向性
	個人	法人	
厳格	実印＋印鑑証明書 (印影を目視で照合)	代表者印＋印鑑証明書 (印影を目視で照合)	電子証明書(代表者等の公的個人 認証を含む)、セキュリティに見合う ID・パスワード方式
中間的	実印 (印鑑証明書なし)	代表者印(印鑑証明書なし)	ID・パスワード方式
簡易	認印	角印、部門長印	不要

※1 「紙から電子へ」を基本原則とする。

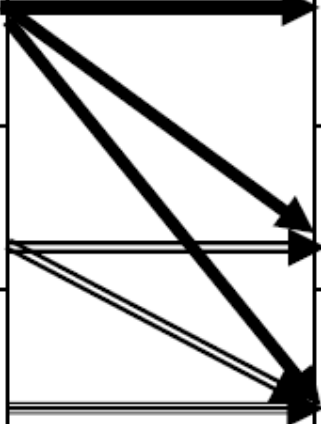
※2 現行の手続において、実印又は印鑑証明書を必要とするケース(「厳格」又は「中間的」)であっても、そのような確認レベルが真に必要なか否か、再検討する。その上で、電子認証のレベルを定義する。

※3 なお、暫定的に紙が残る場合は、厳格な本人確認が必要なケース以外は印鑑を不要とする。

行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針） 2018年4月 （規制改革推進会議行政手続部会）

表 25 本人確認等の手法の見直し対応表

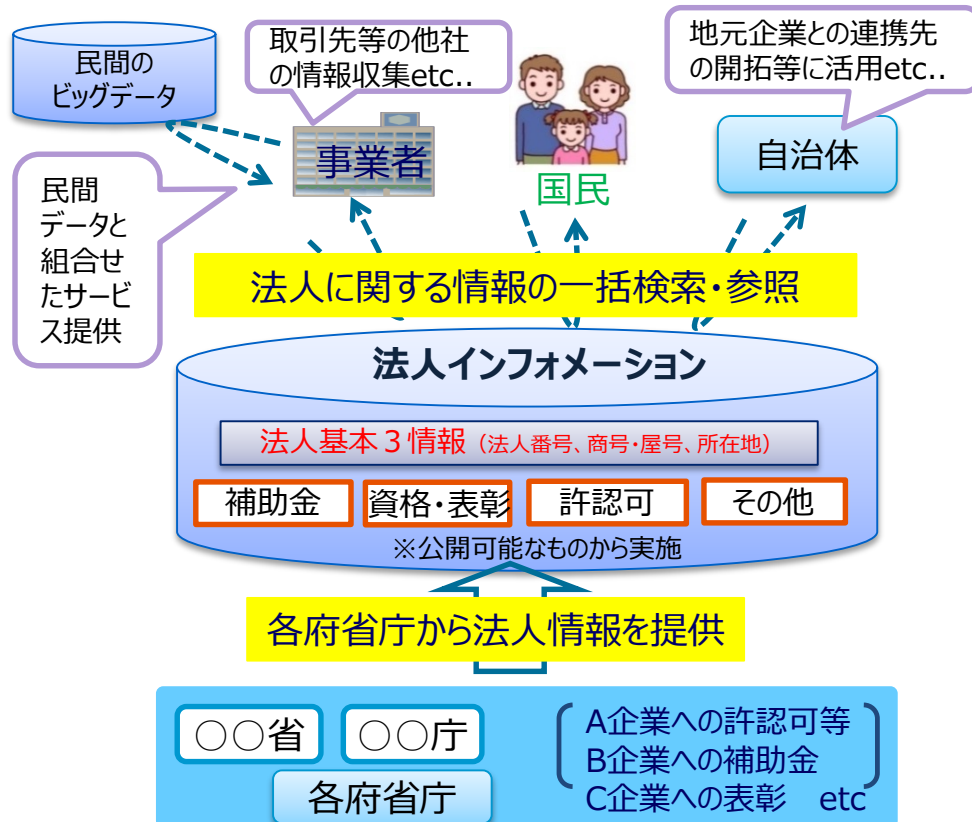
確認 レベル	現行の本人確認等の手法	デジタルによる本人確認等の手法
厳格	・ 実印＋印鑑証明書 ・ 自署＋実印＋印鑑証明書	・ 電子署名方式 ・ I D・パスワード等方式 （氏名等確認あり）
中間	・ 実印 ・ 合意を意思表示するための自署 ・ 自署＋認印	・ I D・パスワード等方式 （氏名等の確認なし）
簡易	・ 認印 ・ 記名＋認印 ・ 記名 ・ 確認を意思表示するための自署	・ 電子文書、電子メール等への記名 ・ クリックボタン ・ フォーム入力等 〔 I D・パスワード等方式は使用可能〕



法人インフォメーション

法人インフォメーションとは <http://hojin-info.go.jp>

- 政府が保有する法人活動情報について、法人番号を共通コードとして、一括検索・取得できるシステムです。
- 取引先等の情報収集や連携先の開拓等の際に、政府からの補助金や表彰等の状況が確認可能です。
- また、機械可読に適した形式で、外部からデータを自動取得可能としており、民間データと組み合わせたサービス等にも活用いただけます。
- 共通語彙基盤（IMI）を使ってデータ整理が行われており、国際的な法人情報の交換等、非常に相互運用性の高い構造になっています。



掲載されている法人活動情報数（H29.12.11現在）

- ◆ 補助金交付情報 約70,000件
(平成27年度・28年度上期分)
- ◆ 調達情報 約70,000件
(平成27年度・28年度上期分)
- ◆ 行政処分情報 約160件
- ◆ 許認可・届出情報 約404,000件
統一資格有資格者(総務省)、特許・意匠・商標(特許庁)、
信用金庫免許、郵便局銀行代理者許可(金融庁)など
- ◆ 表彰情報 約67,000件
女性社員の活躍推進(厚生労働省)など

約611,000件の法人活動情報を掲載しています。今後も、順次追加していきます。

法人インフォメーションとは

<http://hojin-info.go.jp>

**法人インフォ**

法人番号や法人名から
企業等の活動情報が検索できます。

簡易検索

詳細検索

簡易地図検索

ダウンロード

API利用方法

法人番号または法人名

システム更新のお知らせ

当サイトは、3月に機能の追加及び法人基本情報・法人活動情報のデータ構造の変更を実施します。
評価サイトは[こちら](#)です。

変更項目は[変更点一覧](#)をご確認ください。
変更項目に伴う詳細な内容は、以下資料をご覧ください。

- 法人インフォメーションマニュアル
- API利用概要
- リソース定義書

メンテナンス日時につきましては、後日ご連絡致します。ご了承ください。

法人プロフィール

CSVダウンロードPDFダウンロード

法人基本情報 (3情報)

法人番号

7010001008844

法人名

株式会社日立製作所

法人名ふりがな

ひたちせいさくしよ

法人名英語

本店所在地

東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 (法人番号公表サイト)

最終更新日

2017年09月11日 (法人番号公表サイト)

法人基本情報 (3情報以外)

代表者名

代表執行役 東原 敏昭 (全庁統一資格 2018年02月03日)

資本金

従業員数

営業品目

建設業、印刷・同梱業、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、その他のサービス業 (全庁統一資格 2018年02月03日)

財務・金融情報

CSVPDF

法人活動情報 (補助金情報) : 4件

※備考に間接と表記がある場合は間接補助金情報を示します。間接補助金情報の場合、認定日は金額が無い場合は採択日、金額がある場合は交付決定日を表示します。

法人活動情報 (表彰情報) : 6件

法人活動情報 (届出・認定情報) : 329件

※特許・意匠・商標情報の場合、認定日を出願年月日と読替えて下さい。

法人活動情報 (調達情報) : 587件

法人活動情報 (補助金情報) : 4件

※備考に間接と表記がある場合は間接補助金情報を示します。間接補助金情報の場合、認定日は金額が無い場合は採択日、金額がある場合は交付決定日を表示します。

認定日	補助金等	金額	対象	府省	備考
2017年05月15日	平成28年度第2次補正予算「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(賛の 高いエネルギーインフラ詳細事業実施可能性調査事業(我が国企業によるインフラ海外展 開に向けた事業実施可能性調査))」	16,735,000円	エネルギー使 用合理化設備 導入促進等対 策費補助金	経済産業省	-
2017年01月16日	平成28年度エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(賛の高いエネルギーイ ンフラ詳細事業実施可能性調査事業(我が国企業によるインフラ海外展開に向けた事業実 施可能性調査))	16,735,000円	エネルギー使 用合理化設備 導入促進等対 策費補助金	経済産業省	-
2016年10月03日	平成27年度エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(賛の高いエネルギーイ ンフラ詳細事業実施可能性調査事業)	80,000,000円	エネルギー使 用合理化設備 導入促進等対 策費補助金	経済産業省	-
2015年05月26日	新たな木材需要創出総合プロジェクト事業	52,761,000円	-	農林水産省	-

法人活動情報 (表彰情報) : 6件

年月日	表彰名	受賞対象	部門	府省
-	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定	-	2011年	厚生労働省
-	ポジティブアクション	-	-	厚生労働省
-	ポジティブアクション	-	-	厚生労働省
-	商立支援のひろば 一般事業主行動計画公表	-	-	厚生労働省
-	H27年度攻めのIT経営銘柄	-	-	経済産業省
-	H28年度攻めのIT経営銘柄	-	-	経済産業省

法人活動情報 (届出・認定情報) : 329件

※特許・意匠・商標情報の場合、認定日を出願年月日と読替えて下さい。

SPARQL検索画面

SPARQLエンドポイント : <http://api.hojin-info.go.jp/sparql>

SPARQLクエリ

このクエリでは、法人基本情報検索が可能になっています。
法人活動情報検索をする場合、必要箇所のコメントアウトを修正してください。

#-----
法人基本情報
PREFIX hj: <http://hojin-info.go.jp/ns/domain/biz/1#>
PREFIX ic: <http://iri.go.jp/ns/core/rdf#>
SELECT DISTINCT ?corporateID ?corporateName ?corporateKana ?location ?moddate ?systemName ?classSInfo
FROM <http://hojin-info.go.jp/graph/hojin> {
 ?s hj:法人基本情報 ?key.
 ?key ic:ID/ic:識別値 "null".
 OPTIONAL{?key ic:ID/ic:識別値 ?corporateID .}
 OPTIONAL{?key ic:名称/ic:表記 ?corporateName .}
 OPTIONAL{?key ic:名称/ic:カナ表記 ?corporateKana .}
 OPTIONAL{?key ic:住所/ic:表記 ?location .}
 OPTIONAL{?key ic:更新日時/ic:標準日誌 ?moddate .}

タイムアウト時間

0 (半角数字 5 桁以内で指定してください)

HTML

実行

法人デジタルプラットフォーム

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/densi/dai26/siryou5.pdf

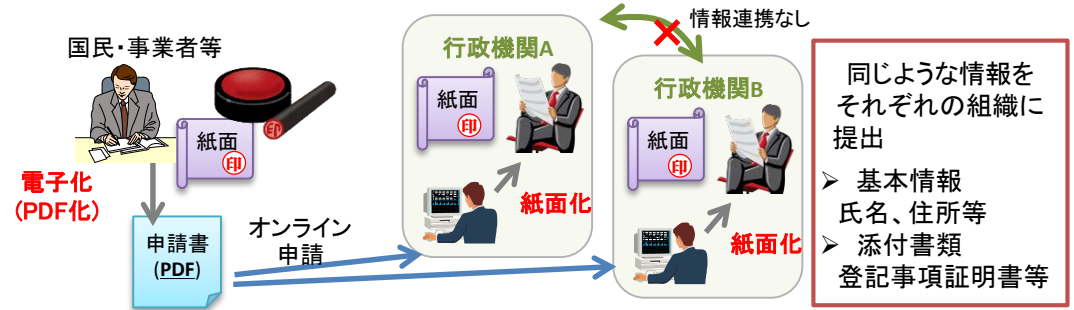
デジタルガバメントの推進

第四次産業革命における”電子政府”の非連続的変化

前提としてきていた機能(役割)を終え、デジタル技術を活用し、イノベーションを実現した全く”新しい政府”へ

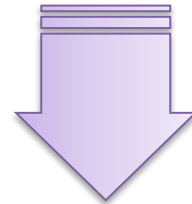
これまでの電子政府 電子化 = 「紙」を「電子化(PDF化)」

- 申請の本人性・同一性を「対面」+「押印」で担保。
→ 電子化の際の代替手段は、電子署名(保有者限定的)あるいは押印書類のスキャン添付のみ。
- 税、年金、戸籍、住民票など各業務を最適化するために構築され、システム間のデータ連携はされていない。



電子政府における転換期

- 番号法の施行・マイナンバーカード導入により、
- 電子上の本人確認手段(マイナンバーカードの公的個人認証機能)
 - データ連携の鍵となる固有番号の導入(個人番号、法人番号)



エストニア e-Tax

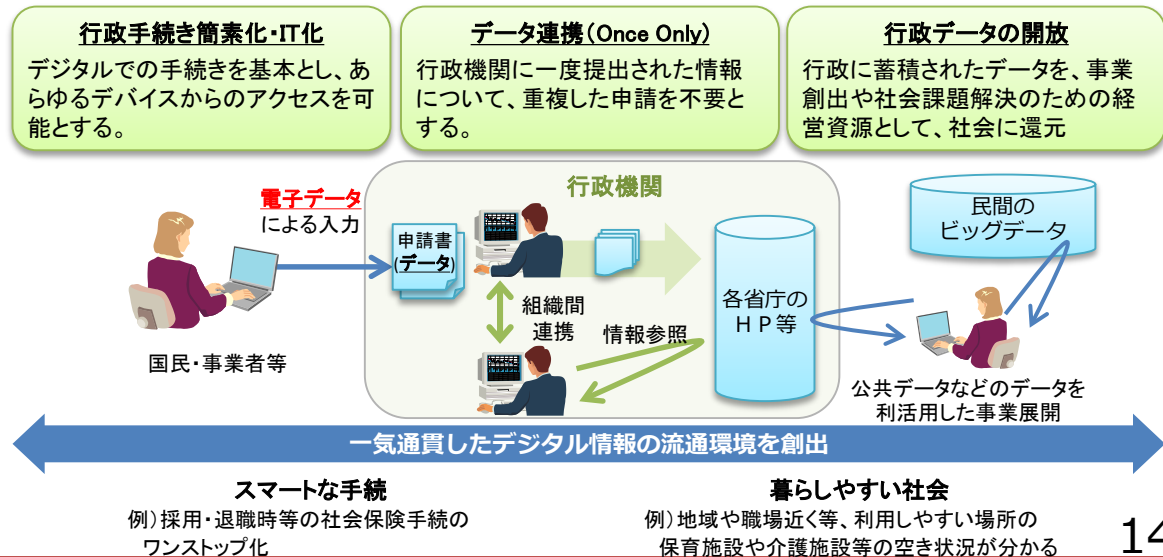
国民の約95%が活用する税務申告システム。納税者は自動記入されたデータを見て「confirm」を押すだけで所要数分で申告が完了。

新たな電子政府 (デジタルファースト)

- 利用者を中心としたサービス思考での業務見直し・IT活用
- 行政機関及び民間も含めたデータ連携を前提としたシステム構築

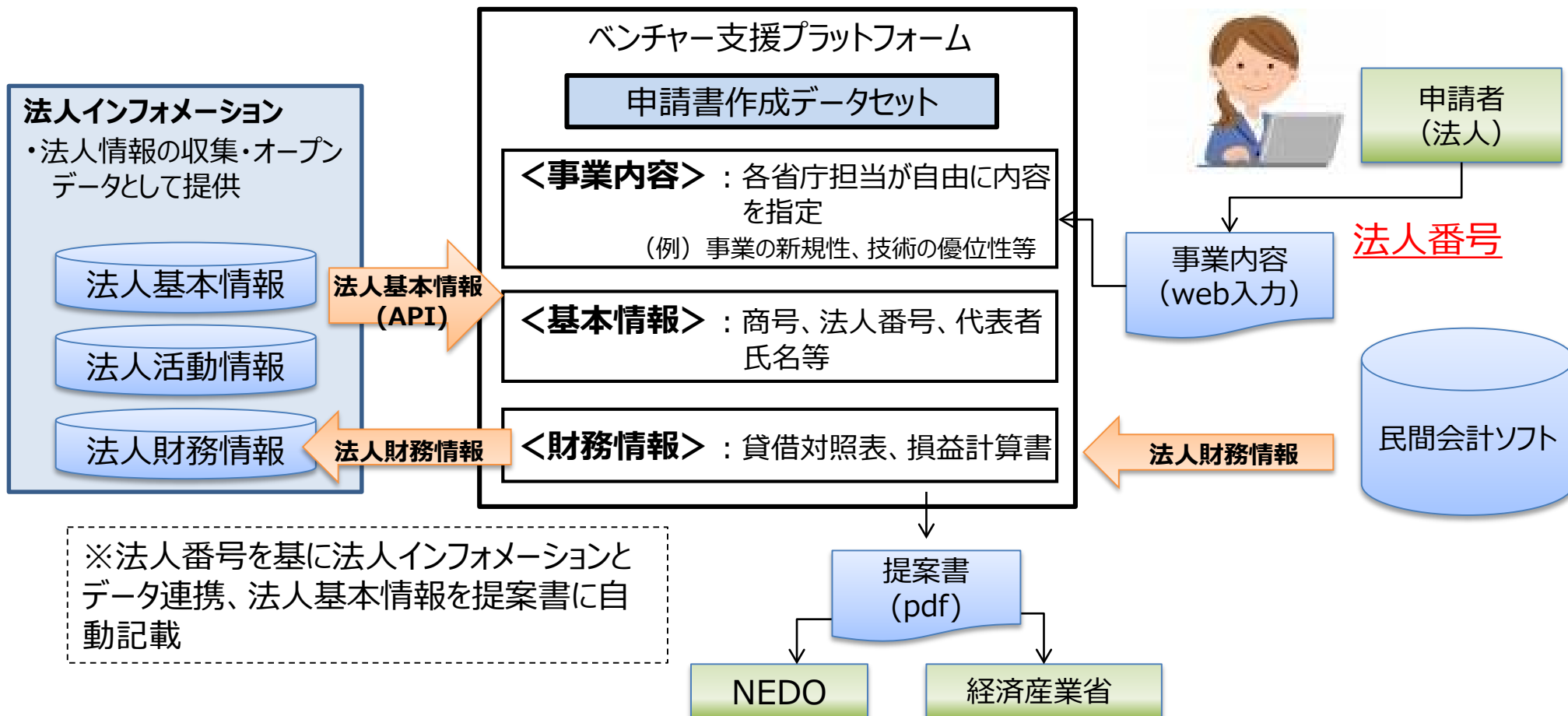
＜行政における先端技術・制度の活用＞

- 認証(押印に代わるもの): 公的個人認証、法人番号
- 情報管理・連携: サイバーセキュリティの確保、ブロックチェーン技術の活用
- 情報収集・参照・分析: IoT、AIの活用



ベンチャー支援策への法人インフォメーション活用

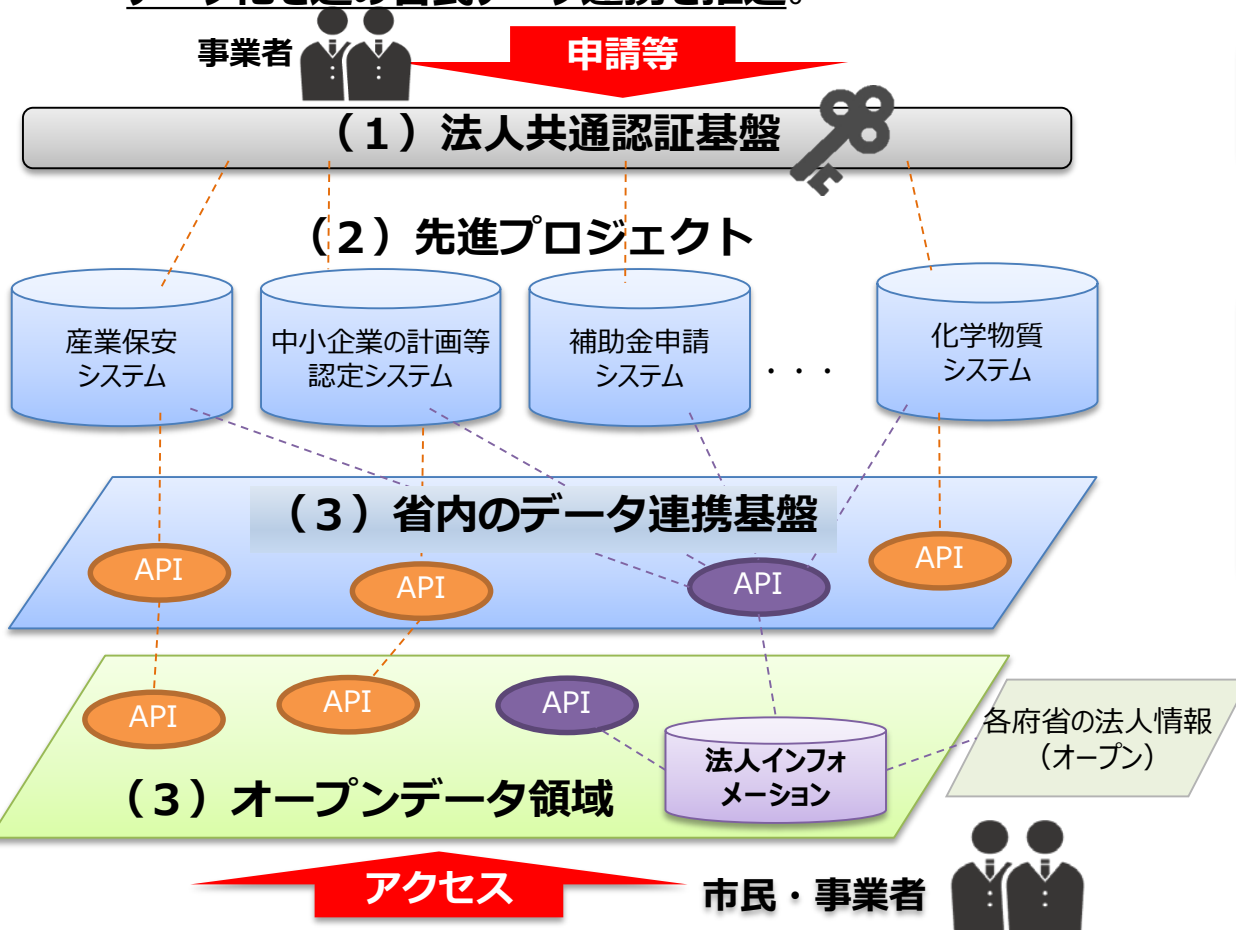
- 各省庁のベンチャー支援策（補助金・委託費等）の申請ワンストップ化を目的とした「ベンチャー支援プラットフォーム」と法人インフォメーションを連携させることで、申請書類作成時の法人基本情報（商号、住所、代表者氏名等）のワンスオンリー化を実証中。
- 申請内容を、法人基本情報、財務情報、事業内容に類型化することで、データ連携のできる範囲を特定。



※提案内容審査等

経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（全体像）

- (1) 法人版マイナンバーである法人番号を活用し、一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスでき、ワンズオンリーが可能となる認証システムとして「法人共通認証基盤」を整備。
- (2) 先進プロジェクトとして、経産省の主要手続きの簡素化・デジタル化を実施し、法人共通認証基盤を活用してプラットフォームに接続。
- (3) 手続き等で蓄積したデータに基づいて政策分析や評価を効率的に行える環境を整備するとともに、オープンデータ化を進め官民データ連携を推進。



これまでは手続き毎にシステム構築し、IDの共有やデータ連携を考えてこなかった。

① 経済産業省の主要な法人向け行政手続のデジタル化

※2018年度は、産業保安、補助金申請等を対象に実施
※あわせて、他省庁等への展開方策を検討

② 政府全体への法人向け行政手続のデジタル化への展開

※一例として政府調達システムとの連携など

法人共通認証基盤の構築

- 現状、手続きをデジタル化した際に、電子署名等がネックとなり中小事業者が利用しない、システム毎にID/パスワードが発行され事業者にとって管理が煩雑、といった課題あり。
- 法人が一つのID/パスワードで行政サービスにアクセスし、ワンストップ・ワンズオンリーでの手続きが可能となるよう、法人番号を活用した法人共通認証基盤を2018年度に開発。簡易な手段での本人確認が可能となり、行政手続きにかかる時間や手間を削減。
- 2019年度から経産省の行政手続きで試行、2020年度から他府省の行政手続きにも活用できる環境を目指す。

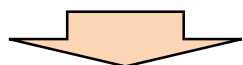
《法人共通認証基盤のイメージ》

①自己申請ID



申請書の下書き保存等の際にIDを作成
法人番号の存在確認とメールの到達
確認のみでIDを発行

⇒ **本人確認不要な手続きに利用可能**



②本人確認済みID

(※現状は、印鑑証明書等での本人確認又は電子署名の活用など)



一度、本人確認を行ったIDについて、
「本人確認済みID」にステータスを変更。

⇒ **他の行政手続きで個別に本人確認せず
手続きを可能とする**

⇒ **法人インフォメーションとの連携により、
法人情報のワンズオンリー実現**

※「オンライン手続きにおけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえつつ、検討を進めていく。

《スケジュール》

2017
年度

・電子認証システムの仕様検討
官民サービスのニーズ等の調査や海外事例研究等を通じ、
主要な要件定義を実施中。

2018
年度

・経産省において認証システムを開発
・個人事業主等のID管理方法を検討
※関係省庁は初期段階から議論に参加

2019
年度

・経産省の複数の行政手続きに実証導入
・各府省において、所管する手続きへの実装を検討

2020
年度

・経産省内の手続きに本格導入し、他省庁にもシステムを共有

(参考) 経産省法人データ連携プラットフォーム

(平成29年度補正・平成30年度予算)

- これまで紙中心・長時間・煩雑だった行政手続を、法人版マイナンバーである法人番号を活用することで事業者がデジタルで行う環境を整備。ワンストップ・ワンスオンリー・いつでも対応を目指す。
- 政府は得られたデータを分析・オープン化することでより効果的な政策立案や、事業者のビジネス創出に貢献する。

法人番号でID管理 (法人版マイナンバー)



- 事業者は法人番号を電子的な行政サービスのIDに活用。(いつでも対応)
- これまで行政手続ごとにあった申請IDを一本化。(ワンストップ)
- 一度提出されたデータは申請に再利用可能に。(ワンスオンリー)

政府内データを連携させて 政策を分析



- 経産省は申請で得られた法人データを連携させて政策分析。
- より効果の高い政策立案や行政サービスにつなげる。

オープンデータから アプリの開発



- 経産省は可能な範囲でデータをオープン化。
- 事業者はAPIを活用したアプリケーションを開発し自社のサービスに活かす。

2018年度： システム開発 (IDシステム、省内データ・オープンデータ環境整備)
2019年度： 省内試行 (経産省の新規行政手続システムを接続)
2020年度： 他府省へ展開 (経産省のシステム開発で利用した仕様をオープン化)

デジタル・ガバメント実行計画 具体的な取組

横断的施策による「行政サービス改革」の推進

【デジタルファースト】

(1) 行政サービスの100%デジタル化

■ 各種手続のオンライン原則の徹底

- ✓ 手続毎に業務改革（BPR）、システム改革を実施の上、行政サービスのデジタル化を徹底する
- ✓ 押印や対面等の本人確認等手法の在り方を再整理
- ✓ 民－民手続についてもオンライン化に向けた見直しを実施

【ワンスオンリー】

■ 行政手続における添付書類の撤廃

- ✓ マイナンバー制度等を活用し、既に行政が保有している情報は、添付書類の提出を一括して撤廃
- ✓ 以下の事項の検討と合わせ、添付書類を一括して撤廃するための法案を可能な限り速やかに国会に提出
 - ・ 登記事項証明書の提出不要化
 - ・ 住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出不要化

【コネクテッド・ワンストップ】

- ✓ 主要ライフイベントである以下の3分野を先行分野とし、民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進
 - ・ 引越しワンストップサービス
 - ・ 介護ワンストップサービス
 - ・ 死亡・相続ワンストップサービス

各府省計画の策定と個別分野のサービス改革

【各府省中長期計画の策定】

- ✓ 各府省のITガバナンスを強化し、上記の各種取組を推進するため、各府省におけるデジタル改革の中長期計画を平成30年上半期を目途に策定

【個別分野におけるサービス改革】

- ・ 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）
- ・ 遺失物法関係サービスの利便性向上
- ・ 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上
- ・ 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化
- ・ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
- ・ 電子調達サービスの利便性向上
- ・ 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進
- ・ 在留資格に関する手続のオンライン化
- ・ 旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化
- ・ 相続税申告のオンライン化
- ・ 社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進
- ・ 公的年金関連サービスのデジタル化
- ・ ハローワークサービスの充実
- ・ 特許情報提供サービスの迅速化
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

【オープンデータの推進】

(2) 行政保有データの100%オープン化

■ オープンデータ・バイ・デザイン

- ✓ オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用の推進
- ニーズの把握と迅速な公開
- ✓ 民間事業者等との直接対話を通じた民間ニーズの把握とこれに対応したオープン化の加速
- ✓ 推奨データセットに基づくデータ公開の推進

【行政データ標準の確立】

(3) デジタル改革の基盤整備

■ 行政データ連携標準の策定

- ✓ 日付・住所等のコアとなる行政データ形式について、平成29年度末までにデータ連携の標準を策定
- 語彙・コード・文字等の標準化
- ✓ 施設・設備・調達等の社会基盤となる分野について、語彙・コード等の体系を行政データ標準リスト（仮称）として整理

【法人デジタルプラットフォームの構築】

- ✓ 複数手続を一つのIDで申請できる認証システムの整備や法人インフォメーションの活用等を通じ、データが官民で有効活用される基盤を構築

【政府情報システム改革の着実な推進】

- ✓ これまでの取組により、約1,118億円の運用コストの削減を見込んでいる状況。政府情報システム改革を引き続き推進し、システム数の半減、運用コストの3割削減を確実に達成

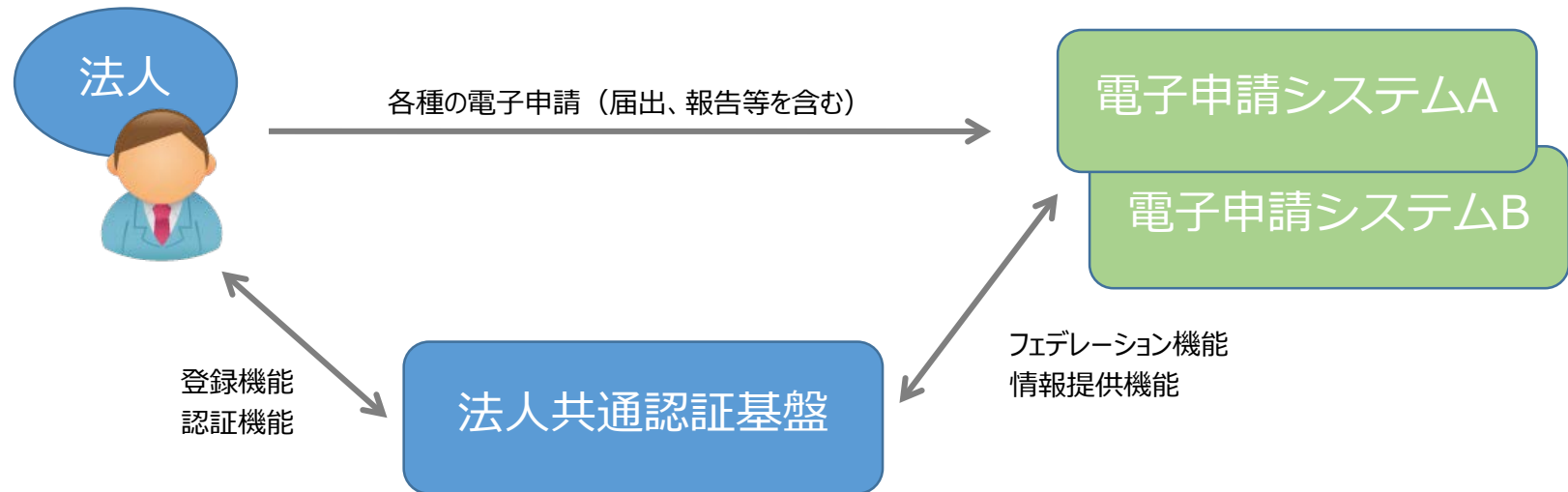
「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、以下の分野で先行的にサービス改革を推進

**平成２９年度電子経済産業省構築事業
（政府機関における法人の認証基盤の在り方と
官民システム連携に関する調査研究） 調査
の概要**

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000121.pdf

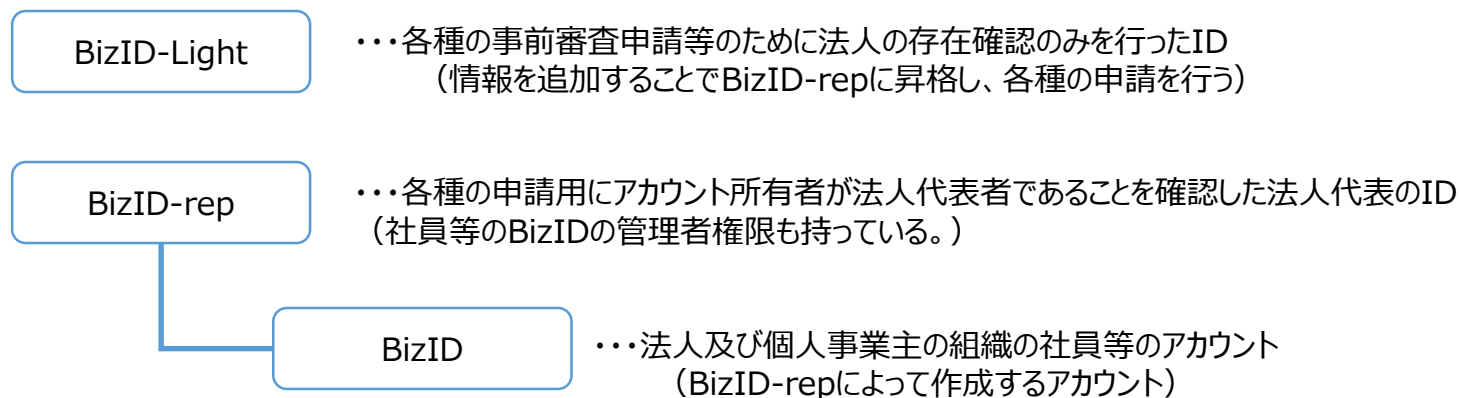
法人共通認証基盤の概要

法人共通認証連携基盤は、特定の法人であることを確認した自然人を利用者として登録し、登録した利用者を認証する機能（法人認証機能）を有し、電子申請システムに対して「フェデレーション機能」及び「情報提供機能」を提供する。



アカウントの種類と概要

※各IDの名称は、仮称である。



なお、代行事業者も法人を想定するため、BizID-repやBizIDを所有しており、委任元との法人との委任関係を本システム上で管理する。

アカウント名	内容	
BizID-Light	概要	・ 事前審査申請等に用いる法人の存在確認を行ったID
	法人の場合	・ セルフサービスで、登録し、法人番号の存在確認、メールアドレスの到達確認がされたビジネスID。
	個人事業主の場合	・ 個人事業主は、メールアドレスの到達確認のみ。取得するプロフィール情報は最限にする。
BizID-rep	概要	・ 申請用に法人代表者であることの確認を行った法人代表（管理者）用のID
	法人の場合	・ 法人代表者であることを申込み紙書類の押印印影と法務局の印鑑証明書による確認を行ったビジネスID。
	個人事業主の場合	・ 個人事業主は、申込みの紙書類の押印印影と自治体の印鑑登録証明書によって確認。 ・ 個人事業主の氏名住所等も印鑑証明書の記載事項等の整合性による確認を行う。
BizID	概要	・ 法人及び個人事業主の組織の社員等のアカウント

法人共通認証基盤の登録情報と提供情報

登録情報（法人共通認証基盤で入力を求める情報）

法人もしくは個人事業主が代行事業者になる場合、各登録情報に加え、代行先の法人番号もしくは個人事業主管理番号を登録する。

		BizID-Light		BizID-rep		BizID	
		法人	個人事業主	法人代表 (事業所長有)	個人事業主	法人社員	個人事業主社員
基本情報 (法人の場合/ 個人事業主の 場合)	法人番号/ 個人事業主管理番号	○	×※3	○	×※3	×※4	×※4
	商号/屋号	○※1	○	○※1	○	×※4	×※4
	本社住所/住所	○※1	○	○※1	○	×※4	×※4
	法人代表者名/氏名	○	○	○	○	×※4	×※4
担当者情報	氏名	○※2	○※2	○※2	○※2	○	○
	連絡先住所	○※2	○※2	○※2	○※2	○	○
	電話番号	○	○	○	○	○	○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○

○：入力必須、×：入力不要
※1：法人番号から自動入力
※2：原則、基本情報の項目をコピーして自動入力化するが、修正可能。
※3：法人共通認証基盤で設定するため、入力できない。
※4：入力は不要であるが、BizID-repの情報を引き継ぐ。

申請システムごとに必要な情報は変わってくるが、すべての情報について提供する可能性がある。

提供情報（申請システムに提供する情報）

法人もしくは個人事業主が代行事業者になる場合、各登録情報に加え、代行先の基本情報及び連絡用情報を提供する。

		BizID-Light		BizID-rep		BizID	
		法人	個人事業主	法人代表 (事業所長有)	個人事業主	法人社員	個人事業主社員
基本情報 (法人の場合/ 個人事業主の 場合)	法人番号/ 個人事業主管理番号	○	○	○	○	○	○
	商号/屋号	○	○	○	○	○	○
	本社住所/住所	○	○	○	○	○	○
	法人代表者名/氏名	○	○	○	○	○	○
担当者情報	氏名	○	○	○	○	○	○
	連絡先住所	○	○	○	○	○	○
	電話番号	○	○	○	○	○	○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○